船橋市立リハビリテーション病院運営委員会及び診療アウトカムに関する専門 部会の会議の公開に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例第7号。 以下「条例」という。)第25条及び附属機関等の会議の公開実施要綱(以下 「要綱」という。)の適用を受けて実施する、船橋市立リハビリテーション 病院運営委員会及び診療アウトカムに関する専門部会の会議(以下「会議」と いう。)の公開について必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開する。ただし、条例第25条各号のいずれかに該当する場合として、別表に定める非公開事由に該当する場合には、会議を非公開とすることができる。

(会議の開催に関する周知)

第3条 会議の開催期日、開催場所その他会議の開催に関する事項は、開催期日の1週間前までに船橋市ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しなければならない。

(傍聴者の定員)

第4条 傍聴者の定員は、会議の開催ごとに委員長(診療アウトカムに関する 専門部会にあっては、座長。以下、第6条第2項、同条第3項、第7条第2 項、第8条、第9条及び別表において同じ。)が定める。

(傍聴の受付)

- 第5条 傍聴の受付は会議を開催する場所において行う。
- 2 傍聴しようとする者は、傍聴受付簿(第1号様式)に所属団体(当該団体の業務として傍聴しようとする者に限る。)、住所及び氏名を記載しなければならない。

(傍聴できない者)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
  - (1) 銃器その他危険物を所持している者
  - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘等を持っている者
  - (3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を持っている者
  - (4) 酒器を帯びていると認められる者
  - (5) 異様な服装をしている者
  - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと 認められる物を所持又は携行している者
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し、係員をして前項第 1号から第3号までに規定する物品の所持について質問させることができる。
- 3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の会議 開催場所への入場を禁止することができる。

(傍聴者の守るべき事項)

- 第7条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1)会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明 しないこと。
  - (2)談論し、放歌し、哄笑するなど騒ぎ立てないこと。

- (3) ヘルメット、鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用して恣意的な行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病気 その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5)飲食又は喫煙をしないこと。
- (6)みだりに離席しないこと。会議の途中でやむを得ず退出するときは、 係員にその旨伝えること。
- (7)他の人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 委員長は、前項に定める事項を遵守しようとしない傍聴者に対し、退出を 命ずることができる。

(写真撮影、録音等の制限)

第8条 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしようとするとき は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(審議過程における非公開措置等)

- 第9条 委員長は、審議の過程において非公開とすべき事案が発生した場合には、会議に諮ってその事案について非公開とすることができる。
- 2 前項の場合、委員長は非公開とした理由を告げて、傍聴者を退出させなければならない。

(会議資料の閲覧等)

- 第10条 公開した会議において使用された資料(前条の規定により審議の過程において非公開とした箇所を除く。)は、会議後速やかにホームページへの掲載その他の方法により閲覧に供するものとする。
- 2 要綱第6条に規定する会議録は要点記録によるものとし、委員会の庶務所 管課が会議後速やかに作成し、ホームページへの掲載その他の方法により閲 覧に供するものとする。

(補則)

第11条 この取扱基準に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は 別に定める。

附則

(施行期日)

1 この取扱基準は、平成18年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この取扱基準は、平成18年9月22日から施行する。

## 別表

非公開事由	備考
委員長が会議に諮って定める事	条例第7条各号のいずれかに該当
由	する場合であること。

## 第1号様式

## 傍聴受付簿

所属団体	住所	氏名